

平成21年「職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要

<本年の給与報告・勧告のポイント>

月例給、ボーナスともに引下げ

(月例給は平成17年以來4年ぶり、ボーナスは平成18年以來3年ぶりに引下げ)

～ 平均年間給与は▲16.3万円(▲2.4%)、平成15年の▲19.1万円(▲2.8%)に次ぐ
大幅な引下げ～

- ① 市職員給与が民間給与を上回るマイナス較差▲1,071円(▲0.25%)を解消するため、給料表の引下げを勧告(若年層及び医療職(1)を除く)
- ② 期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ(▲0.35月分)

1 本市職員と民間従業員との給与較差

民間事業所の従業員の給与	本市職員の給与	較 差
420,393円	421,464円	▲1,071円(▲0.25%)

*本市においては行政職、民間においてはこれに相当する事務・技術関係職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士の4月分の給与額を比較し、その較差を総合して算出(算出に当たっては、本市、民間とも本年度の新規学卒者は含まない。平均年齢44.0歳)

*調査対象事業所は、企業規模、事業所規模ともに50人以上の市内民間事業所411事業所であり、無作為抽出された150事業所について職員による訪問調査(企業規模は平成18年より100人以上から50人以上に変更)

2 勧告の内容

(1) 給料表等の改定

ア 行政職給料表

国の改定傾向を考慮し、若年層を除いて引下げ

イ その他の給料表

・対応する国家公務員の俸給表についての人事院勧告及び本市行政職給料表との均衡を基本に引下げ

・教育職給料表は、福岡県の教育職給料表及び本市行政職給料表との均衡を基本に改定

・医療職給料表(1)は、医師の処遇を確保する観点から、引下げ改定を行わない

※ 平成18年の給与構造改革による給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、国に準じて引下げ

(2) 実施時期等

・給料表等改定の実施時期については、改正条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること

・4月からの公民較差相当分を解消させる観点からの所要の調整については、人事院勧告に準じて必要な措置を講ずること

3 報告の内容

(1) 期末・勤勉手当(ボーナス)

民間の支給月数は4.16月(前年比0.33月減)であり、期末・勤勉手当の支給月数を4.15月に措置することが適当(前年比0.35月減)

(2) その他の手当

- ・ 自宅に係る住居手当の在り方については、国において廃止されるに至った経緯、他都市の支給状況、市内民間事業所における支給状況及び本市職員の実態等を踏まえながら、慎重に検討を進めていくことが必要
- ・ 時間外勤務手当については、月 60 時間を超える時間外勤務に係る割増賃金率の引上げ等を内容とする労働基準法の改正内容に沿った措置を講ずることが必要

(3) これからの人事・給与制度について

- ・ 職員の能力・実績をより的確に反映した人事・給与制度の構築に向けて、引き続き検討を進めていくことが必要
- ・ 号給構成の見直し及び管理職手当の定額化等について検討

(4) 女性職員の登用拡大について

- ・ 多様で複雑化する市民ニーズに対応するために、今後も引き続き、「女性活躍推進アクションプラン」に掲げる目標の達成に向け、着実に取組を実施することを要望

(5) 職員の健康保持について

- ・ 所属長は「時間外勤務削減のための指針」に示された時間外勤務の削減策を確実に実行するとともに、所管する業務の効率化を図り、職員の勤務時間管理を適切に行うことが重要
- ・ 労働基準法の改正を踏まえ、長時間勤務が行政コストの増加を招き、職員の心身に影響を及ぼす恐れがあるとの認識の下、上記指針に掲げた時間外勤務削減に関する取組を、一層強力に推進することを要望
- ・ 心の健康づくりに係る研修及び心が不健康な状態になった際の支援体制の充実に努めるなど、「北九州市職員の心の健康づくりのための計画」に掲げた取組を強化することが必要

(6) 仕事と生活の両立について

- ・ 男性職員の育児休業等の取得促進等の取組をはじめ、強化すべき施策について十分に議論と検討を行い、仕事と生活の両立支援の取組を一層強力に推進することを期待
- ・ 介護を行う職員の両立支援を推進するための施策について、国及び他都市の状況等を踏まえ、検討することが必要

【参考】

<平均給与月額の前年比較（行政職給料表適用職員）>

(注) 新規卒者を含む

平成 21 年 4 月 (43.8 歳)	平成 20 年 4 月 (43.5 歳)	対前年増減額 (率)
419,356 円	416,119 円	3,237 円 (0.8%)

<給与勧告に伴う職員の平均年間給与（行政職給料表適用職員）>

(注) 新規卒者を含む

勧告前	勧告後	増減額 (率)
690.6 万円	674.3 万円	▲16.3 万円 (▲2.4%)

<人事院勧告の内容>

～平均年間給与▲15.4 万円 (▲2.4%)、平成 15 年の▲16.5 万円 (▲2.6%) に次ぐ大幅引下げ～

- 1 民間給与との較差 (月例給) ▲ 863 円 (▲0.22%)
- 2 主な内容
 - (1) 俸給表の引下げ改定 (若年層及び医療職 (一) を除く)
 - (2) 自宅に係る住居手当 (新築・購入後 5 年に限り支給、月額 2,500 円) の廃止
 - (3) 期末・勤勉手当の引下げ 4.50 月 → 4.15 月 (▲0.35 月分)
 - (4) 超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定
[(1)～(3)は改正法の公布の日の属する月の翌月の初日 (公布の日が月の初日であるときはその日) から、(4)は平成 22 年 4 月から実施]